

## デンソーテンEMC試験サービス利用約款

本約款は、株式会社デンソーテン（以下、「弊社」という）における各種試験サービス（以下、「本サービス」という）に適用するものとします。

### 第1条（本サービス）

- 本サービスは以下の各号のいずれかとします。
  - ①依頼試験  
お客様の試験仕様にに基づき弊社が試験を実施するサービス。
  - ②設備利用（自主測定）  
弊社 EMC テストラボの設備等（以下、「施設等」という）を弊社がお客様に貸し、操作支援等を行うサービス。
- 本サービスに関するお客様・弊社間の個々の利用契約（以下、「利用契約」という）は、お客様が弊社に対し、弊社所定の「試験依頼/設備利用申込書」を提出し、弊社がこれを承諾したときに成立するものとします。
- お客様と弊社で別段の合意がない限り、利用契約には、本約款の各条項が適用されるものとします。
- お客様は、本サービスの利用期間の延長等、利用契約の内容変更を希望する場合には、事前に弊社の承諾を得るものとします。

### 第2条（試験品等の提供）

- お客様は、本サービスの実施に必要な試料・機材・情報等（以下、「試験品等」という）を弊社に提供するものとします。  
ただし、弊社は、弊社所定の受入基準を逸脱すると判断した試験品等については、受領を拒否することができるものとします。
- 弊社は、お客様より提供を受けた試験品等を本サービスの実施に必要な範囲においてのみ使用し、善良なる管理者の注意をもって使用または保管するものとします。
- 弊社は、試験品等をお客様の要求に従って返却または処分するものとします。
- 施設等への試験品等の搬入・搬出・処分等にかかる費用は、お客様が負担するものとします。

### 第3条（本サービスの実施）

- 弊社は、利用契約および本約款に従い、本サービスを実施します。  
なお、弊社は、お客様の事前の書面による了解を得たうえで、本サービスの全部または一部を第三者（以下、「委託先」という）に委託することができるものとします。
- お客様および弊社は、本サービスを円滑に実施するため、必要に応じて本サービスの内容の確認・理解等を目的とした打合せを行うものとします。

### 第4条（利用料金・支払条件）

- 本サービスの利用料金は、別途弊社が定める料金表に基づき算出するものとします。
- 利用契約成立後に、お客様の都合で、本サービスが中止（延期含む）となった場合には、お客様は、前項の料金表に基づくキャンセル料金を支払うものとします。
- お客様は、本サービスの利用料金またはキャンセル料金を、弊社請求書発行の翌末日までに弊社指定の銀行口座に振込むものとします。

### 第5条（弊社諸規則等の遵守）

- お客様は、本サービスに関連して施設等に立ち入る場合には、弊社の諸規則および弊社職員の指示を遵守するものとします。また、委託先の施設に立ち入る場合には、委託先の諸規則および委託先職員の指示を遵守するものとします。
- お客様は、利用契約で弊社があらかじめ承諾した利用目的以外で施設等を利用しないものとします。

### 第6条（保証）

- 弊社は、お客様に対し、施設等が正常な性能を有していることを保証します。

- 本サービスが依頼試験の場合には、弊社は、お客様に対し、試験結果に契約不適合がないことを、試験報告書の提出後1年間、保証します。弊社は、試験報告書の提出後1年以内に試験結果に契約不適合が発見された場合には、無償で当該契約不適合を修正するものとします。
- 弊社からお客様への保証は、前2項に限られるものとし、その他の保証はしないものとします。

### 第7条（秘密保持）

- お客様および弊社は、本サービスに関連して知り得た相手方（第3条第1項に基づく委託先を含む）の営業上、技術上、その他の秘密（以下、「秘密情報」という）を、相手方の事前の承諾なく、第三者に開示・漏洩しないものとします。  
なお、本条に基づく義務は、本サービス終了後も有効に継続するものとします。
- 弊社は、本サービスの実施に限定して、お客様から開示を受けた秘密情報を使用することができるものとします。また、本サービスの実施のために合理的に必要な範囲で、お客様の秘密情報を複製できるものとします。
- 弊社は、本サービス実施後、お客様の秘密情報を返却または10年間保持し廃却するものとします。

### 第8条（損害賠償）

- お客様または弊社は、相手方が利用契約または本約款に違反したことにより、損害を被った場合には、相手方に対し、当該損害を賠償するものとします。  
ただし、本項に基づく弊社の損害賠償責任はお客様との利用契約における本サービスの利用料金の範囲に限られるものとし、逸失利益等の特別の事情で生じたお客様の損害については、弊社は責任を負わないものとします。
- お客様の責に帰すべき事由により、施設等または委託先の施設が故障・破損・紛失・滅失等した場合には、お客様は弊社または委託先に直接その損害を賠償するものとします。

### 第9条（契約解除）

- お客様および弊社は、相手方が以下のいずれかの事由に該当した場合は、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
  - ①利用契約または本約款に違反し、相手方の催告にもかかわらず、なおこれを改めないとき
  - ②手形不渡り、差押等の強制執行、清算開始、破産・民事再生・会社更生の申立等の理由により、利用契約または利用約款に基づく債務の履行が困難になったとき、またはそのおそれのあるとき
- お客様および弊社は、いずれの責に帰さない、利用契約を継続しがたい特別の事情が発生した場合は、お客様・弊社の合意により利用契約を解除することができるものとします。

### 第10条（権利義務の譲渡禁止）

お客様および弊社は、利用契約および利用契約に関連して発生する一切の権利・義務を第三者に譲渡または担保の目的に供しないものとします。

### 第11条（約款の変更）

弊社は、弊社の判断において、本約款を予告なく変更することができるものとします。

### 第12条（反社会的勢力の排除）

- お客様および弊社は、本契約締結時において、自身が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないこと、およびその取締役、執行役員その他実質的に経営を支配する者（派遣元が自然人である場

合は、自身) が上記団体等の構成員等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約します。

2. お客様および弊社は、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないことを約します。
  - (1) 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
3. お客様または弊社は、相手方に第1項の規定に反する事実があった場合、または相手方が第2項の規定に違反した行為を行った場合、相手方に対してなんら催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
4. 前項の規定により解除権を行使した当事者は、当該解除により自己が被った損害について相手方に求償することができ、かつ、本契約を解除したことによって相手方が損害を被った場合であっても、当該損害を賠償する責を負わないものとします。

#### 第13条 (協議)

お客様および弊社は、利用契約もしくは本約款に定めのない事項、または利用契約もしくは本約款の各条項の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

## ■ キャンセル料金の発生について

キャンセル・延期のお申し出があった日から、依頼試験の実施予定日または、設備のご利用予定日までの日数により、キャンセル料が発生します。(依頼試験の実施日数または設備のご利用日数が連続した複数日にわたる場合はその初日が起算日となります。)

ご予約いただきました内容の見積料金(試験報告書料金および加算料金除く)に下表記載の料率を乗じたキャンセル料を請求させていただきます。

お申し出日からの日数 (弊社営業日で計算)	キャンセル料金 料率
当日～1 日前	100%
2 日前	70%
3 日前～5 日前	50%
6 日前～10 日前	30%
11 日前～15 日前	10%
16 日以上前	0%